

独立行政法人労働政策研究・研修機構契約監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構の契約の点検、見直しを行うため、法人に独立行政法人労働政策研究・研修機構契約監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の委員及び任期等)

第2条 委員会は、監事2名及び外部有識者3名以内で構成する。

- 2 委員は、理事長が指名する。ただし、外部有識者は、厚生労働大臣の了解を得た上で、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委任の任期は、前任者の残任任期とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、これを公表する。

(開催)

第3条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。
- 3 法人は、委員会の終了後速やかに、議事概要を公表する。

(審議案件及び審議事項)

第4条 委員会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 契約が締結された調達案件について、改善方策等に沿った契約手続の点検
 - 二 契約締結が予定されている調達案件のうち委員会開催時点で入札公告されているもの及び入札に係る仕様書が確定しているものについて、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性
- 2 委員会は、前項各号に定める事項以外の事項について、審議の必要があると認めた場合においては、これを審議することができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に係る議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第7条 委員への謝金については、別に定めることとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、あらかじめ監事が指定する者が処理する。

附 則

この要綱は、平成21年12月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から適用する。